

ボランティア登録研修会でいただいた主な質問

平成23年9月

問 ボランティアに登録しておく、施設から活動についての連絡がありますか。

答 情報提供シートを参考に、ボランティアご本人が横浜市が指定した施設の中から活動したい施設を選んで連絡をとってください。その施設でのボランティア活動の内容、曜日、時間帯などについて話し合い、その施設で活動するかどうかを決めてください。

問 自分が今ボランティア活動をしている介護施設が受入施設に指定されていません。

答 今後もボランティアの方々の活動の場を広げていきたいと考えており、受入施設の追加募集を行う予定です。

問 ボランティアの登録に年齢制限はありますか。

登録した後、活動する施設が決まらずにいると、登録が取り消しとなりますか。

答 65歳以上の方（介護保険の第1号被保険者）であれば、どなたでも登録できます。年齢の上限はありません。

また、ボランティアの方の希望と受入施設側の条件が合う施設で活動することが大切です。活動実績がないことで自動的に登録が取り消されることはありません。

問 来年1月に65歳になりますが、今からボランティアへの登録や活動はできますか。

答 「ヨコハマいきいきポイント」の登録は、65歳からとなります。

問 「介護の補助」とは、具体的にはどのようなものですか。

答 施設の管理下で施設の職員が仕事として実施する業務のお手伝いであり、具体的には施設の職員にお尋ねください。

問 活動によっては、専門知識や技能が必要となることもありますか。

答 「ヨコハマいきいきポイント」の制度としては、ボランティアの方に資格などを求めてはおりませんが、活動に慣れてきてより満足度の高い活動をしようとする場合には、ご自分の意思で勉強することは十分意義のあることだと考えます。

問 本日研修会に出席しなかった友人にもボランティアの登録を薦めたいのですが、どうすればよいですか。

答 月2回程度、研修会を開催いたしますので、これらの研修会に参加するようお話してください。

研修会の開催日程のご案内は、各区役所や地域ケアプラザ、受入施設等へ配布しています。また、ホームページ (<http://ikiiki.kanafuku.jp>) でもご確認いただけます。

問 将来自分（や家族）が施設を利用するようになったときにポイントを使えるようにできませんか。

答 現在の枠組みの中では、直接介護費用に充てるという仕組みとすることは困難です。

今回のモデル事業では、今年度末に換金するか寄付の手続きをしていただくこととなります。

問 ポイントは繰り越せますか。

答 年度末に、8000ポイントを上限に1000ポイント以上貯まった場合に、ポイントに応じて換金していただけます。